

## 【平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法がスタートします】

事業主のみなさん、働くみなさん

保育園などに入れられない場合、2歳まで育児休業が取れるようになります！

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

### ○改正内容 1

最長 2 歳まで育児休業の再延長が可能に

- ・ 1 歳 6 ヶ月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長 2 歳まで再延長できます。
- ・ 育児休業給付金の給付期間も 2 歳までとなります。

### ○改正内容 2

子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

### ○改正内容 3

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

育児目的休暇の例

- ・ 配偶者出産休暇
- ・ ファミリーフレンドリー休暇
- ・ 子の行事参加のための休暇 など

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

北海道	011-709-2715
青森県	017-734-4211
岩手県	019-604-3010
宮城県	022-299-8834
秋田県	018-862-6684
山形県	023-624-8228
福島県	024-536-4609
茨城県	029-277-8295
栃木県	028-633-2795
群馬県	027-896-4739
埼玉県	048-600-6210
千葉県	043-221-2307
東京都	03-3512-1611
神奈川県	045-211-7380
新潟県	025-288-3511
富山県	076-432-2740
石川県	076-265-4429
福井県	0776-22-3947
山梨県	055-225-2851
長野県	026-227-0125
岐阜県	058-245-1550
静岡県	054-252-5310
愛知県	052-219-5509
三重県	059-226-2318
滋賀県	077-523-1190
京都府	075-241-3212
大阪府	06-6941-8940
兵庫県	078-367-0820
奈良県	0742-32-0210
和歌山県	073-488-1170
鳥取県	0857-29-1709
島根県	0852-31-1161
岡山県	086-225-2017

広島県 082-221-9247  
山口県 083-995-0390  
徳島県 088-652-2718  
香川県 087-811-8924  
愛媛県 089-935-5222  
高知県 088-885-6041  
福岡県 092-411-4894  
佐賀県 0952-32-7167  
長崎県 095-801-0050  
熊本県 096-352-3865  
大分県 097-532-4025  
宮崎県 0985-38-8821  
鹿児島県 099-223-8239  
沖縄県 098-868-4380

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。